

# 「第326回 判例・事例研究会」

「ツイッター上の投稿に関する発信者情報開示請求について」

日 時	令和2年1月30日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 中村 駿

## 【判例】

事件の表示	東京高等裁判所平成31年1月23日判決
事案の概要	<p>1、訴え提起に至る経緯の概要</p> <p>Xは、芸能活動を行う女子高生であるところ、氏名不詳者によりされたツイッター上における特定のアカウント（以下「本件アカウント」という。）による複数の投稿（以下「本件各記事」という。）により、名誉等を侵害されたと主張して、経由プロバイダであるYに対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という。）4条1項に基づき、発信者情報の開示を求めた。</p> <p>2、前提事実</p> <p>(1) ツイッターの仕様上の特性</p> <p>ア ログインの重複について</p> <p><u>ツイッターは、その仕様上、同一アカウントに複数の媒体からログインすることが可能であり、複数のログインが重複することも可能</u>である。そのため、パスワード等を知っていれば、<u>複数人による同一アカウントへのログインが重複することがあり得、時間的に、後のログインがされる前に、前のログインが終了（ログアウト）しているとは限らない。</u></p> <p>イ IPアドレスの記録について</p> <p>ツイッター社は、特定のアカウントへのログインがあると、<u>ログインの時刻とその際使用されたIPアドレスは記録しているが、アカウントに投稿があった場合の時刻とその際使用されたIPアドレスは記録していない。</u></p> <p>(2) 本件の事実経過</p> <p>ア 本件アカウントは、平成29年8月17日頃開設された。</p>

	<p>イ 本件各記事は、平成29年8月20日頃に投稿された。</p> <p>ウ 上記アからイまでの間に、本件アカウントは11回ログインされた。</p> <p>エ 本件各記事が投稿される<u>直近のログイン</u>が、<u>Yを経由した本件ログイン</u>であった。</p> <p>ウ 上記11回のログインのうち、7回はY以外を経由したログインであり、いずれも本件ログインの前24時間以内にされていた。</p> <p>エ 本件ログインを含む、その他の4回は、いずれもYを経由してログインされていた。本件各記事は、Xの主張を前提とすると、本件ログインから約13時間ないし16時間が経過した後にされたことになる。</p> <p>エ 本件アカウントは、現在は閉鎖されているものの、平成29年10月頃までに、少なくとも196件のツイートがされており、同月頃にされたツイートの内容は、本件各記事との関連性は認められなかった。</p>
<p><b>条文</b></p>	<p><u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</u>  <b>第四条</b> 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、<u>当該開示関係役務提供者が保有する当該<b>権利の侵害に係る発信者情報</b>（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。）</u>の開示を請求することができる。</p>
<p><b>論点</b></p>	<p>法4条第1項の「権利の侵害に係る発信者情報」に、<u>本件ログインにかかわる情報</u>も含まれるか。</p> <p>※本件では、一般的な事案とは異なり、アカウントに投稿があった場合の時刻とその後使用されたIPアドレスは記録されておらず、ログインの時刻とその後使用されたIPアドレスしか記録されていなかったため、Xは、本件ログインにかかわる発信者情報の開示を請求していた。</p>
<p><b>判旨</b></p>	<p>法4条1項の文言上、開示の対象となるのは、「権利の侵害に係る発信者情報」である。しかしながら、<u>例えば、権利の侵害に係る投稿の前に、ログインが1つしかないなど、当該ログインを行ったユーザーがログアウトするまでの間に当該投稿をしたと認定できるような場合には、当該ログインに係る情報を発信者情報と解することは妨げられるものではなく</u>、発信者のプライバシー等の利益を考慮し、一定の厳格な要件のもと...権利の侵害を受けたものの救済を図る法の趣旨に照らせば、そのようなログインに係る情報も、法4条1項に規定する「権利の侵害に係る発信者情報」に当たり得ると解される。</p> <p>本件アカウントの名称は「△△応援隊」という複数のユーザーにより共用されていることと矛盾しないものであること、本件アカウントには、少なくとも7件の投稿（ツイート）が行われているが、本件各記事が投稿された前後にどのような投稿がさ</p>

れていたか証拠上明らかではないこと、平成29年8月17日以降、本件アカウントには本件各記事の投稿がされるまでに11回のログインがあり、そのうち4回はYを経由する者であるが、7回はY意外のプロバイダを経由してされていることに照らせば、本件アカウントが複数のユーザーの共有である可能性もあり得るところである。

また、上記いずれのログインについても対応するログアウトの日時は明らかではなく、ツイッターではフォローしているアカウントのツイートを閲覧するなどのため長時間投稿をせずにログイン状態が継続していることも想定されることからすれば、本件ログイン以前になされたログインによって、本件各記事の投稿が行われた可能性も十分にあるということが出来る。

Xは、4回はY、7回はY以外のプロバイダを経由したログインがあることにつき、パソコンと携帯の両方を利用して同一人がツイッターにログインすることは十分にあり得る旨主張するが、複数のユーザーの可能性を左右するものとはいえない。

また、Xは、直近にログインした端末から投稿するのが自然である旨主張するが、本件ログインは、平成29年8月20日午前1時12分であるところ、本件各記事が投稿されたのは同日午後2時21分、午後5時4分であって、本件ログインの13時間ないし16時間も後にされたものであり、ログインと投稿の連続性を認められるほど時間的な近接性がなく、そもそも上記の通り長時間ログイン状態を継続していることも想定されるのであるから、必ずしも本件各記事の投稿が本件ログインによりされたことを裏付ける事情ではない。

更に、本件各記事の投稿後も、平成29年10月頃までに、本件アカウントには合わせて196件のツイートがされ、投稿にはXの容姿の変化に関するものとは無関係のものも含まれていたことに照らせば、本件各記事の投稿時点でも、本件アカウントに本件各記事を投稿したユーザーとは別のユーザーが存在した可能性を排斥することはできない。

よって、(本件各記事は)本件ログインを行ったユーザーが、本件アカウントからログアウトするまでの間に行った者であるとまで認めることはできない。

なお、本件各記事の投稿をした者以外の者のIPアドレスに係る住所、氏名等の個人情報を開示した場合には、その者の通信の秘密を侵害する結果を招くことに鑑みれば、開示を求める情報が法4条1項に規定する権利の侵害に係る情報に該当するか否かは、慎重な検討が求められると解され、別のユーザーにより投稿された可能性が一定程度存在する以上、開示が認められない場合があっても、やむを得ないというべきである。

以上によれば、Xが開示を求める本件ログインに係る情報が、法4条1項に規定する「権利の侵害に係る発信者情報」ということはできない。

したがって、その余の点について判断するまでもなく、Xの請求は理由がない。

以上